



平成21年5月29日

各 位

東京都中央区日本橋小網町6番7号
ジェコス株式会社
取締役社長 岩本 宣彦
(コード番号 9991)
(東京証券取引所市場第一部)
(問 い 合 わ せ 先)
総務担当取締役 横瀬 力
T E L : 03-3660-0776

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の当社第42回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行なうものであります。
 - ①決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、現行定款第8条(株券の発行)および第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行)第2項を削除するものであります。
 - ②決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、現行定款第10条(単元未満株式についての権利)および第11条(株主名簿管理人)第3項の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
 - ③株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成し備置くこととされているため、現行定款第11条(株主名簿管理人)第3項から株券喪失登録簿に関する記載を削除するとともに、附則に所要の規定を設けるものであります。
 - ④株式取扱規程において株主の権利行使の手続きについて定めていることを明確にするため、現行定款第12条(株式取扱規程)について所要の変更を行なうものであります。
 - ⑤その他、上記変更に伴う条数の変更を行なうものであります。

- (2) 株主総会および取締役会の招集者および議長に関する取締役の職務分担を見直すため、現行定款第16条(招集者および議長)および第24条(招集、招集者および議長)について所要の変更を行なうものであります。

- (3) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定として、定款第25条(取締役の責任免除)、第34条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

また、有能な人材を確保できるようにするため、定款第26条(社外取締役の責任限定契約)を新設するものであります。

なお、第25条および第26条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金)
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金)

以 上

別紙

(下線部は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 ┆ 条文記載省略 第7条</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 条文記載省略 ② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 ┆ 条文記載省略 3</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 条文記載省略 ② 条文記載省略 ③ 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 ┆ 条文記載省略 第15条</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により <u>代表取締役会長が招集し、その議長となり、代表取締役会長を定めな</u>いとき、または <u>代表取締役会長に事故あるときは、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p>	<p>第1条 ┆ 現行どおり 第7条</p> <p>削 除</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 現行どおり 削 除</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 ┆ 現行どおり 3</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 現行どおり ② 現行どおり ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の<u>手続き</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料については、<u>法令または本定款のほか、</u>取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 ┆ 現行どおり 第14条</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により <u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>代表取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第17条 ↓ 条文記載省略 第23条</p> <p>(招集、招集者および議長) 第24条 条文記載省略</p> <p>② <u>取締役会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長を定めな</u> <u>いとき、または取締役会長に事故あるとき</u> <u>は、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>③ <u>取締役会長および取締役社長に事故あ</u> <u>るときは、あらかじめ取締役会において</u> <u>定めた順序により他の取締役がこれに代</u> <u>わる。</u></p> <p>第25条 条文記載省略</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>第26条 ↓ 条文記載省略 第32条</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>② <u>取締役社長に事故あるときは、あ</u> <u>らかじめ取締役会において定めた順序</u> <u>により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第16条 ↓ 現行どおり 第22条</p> <p>(招集、招集者および議長) 第23条 現行どおり</p> <p>② <u>取締役会は、取締役社長がこれを招</u> <u>集し、議長となる。</u></p> <p>③ <u>取締役社長に事故あるときは、あ</u> <u>らかじめ取締役会において定めた順序</u> <u>により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第24条 現行どおり</p> <p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規</u> <u>定により、任務を怠ったことによる取</u> <u>締役(取締役であった者を含む。)の</u> <u>損害賠償責任を、法令の限度において、</u> <u>取締役会の決議によって免除するこ</u> <u>とができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規</u> <u>定により、社外取締役との間に、同法</u> <u>第423条第1項の賠償責任を限定する契</u> <u>約を締結することができる。ただし、</u> <u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は、</u> <u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>第27条 ↓ 現行どおり 第33条</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規</u> <u>定により、任務を怠ったことによる監</u> <u>査役(監査役であった者を含む。)の</u> <u>損害賠償責任を、法令の限度において、</u> <u>取締役会の決議によって免除するこ</u> <u>とができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 ┆ 条文記載省略 第37条</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>第35条 ┆ 現行どおり 第39条</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>